

青森県報

号外第十五号

平成二十四年
三月二十八日
(水曜日)

目次

規則

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

(県民生活文化課) …

規則

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森県特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

青森県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年十月青森県規則第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二章の規定」を削る。

第一条に次の三項を加える。

3 条例第二条第六項の補正書は、設立認証申請書等補正書(第二号様式)によらなければならない。

4 設立認証申請書等補正書には、補正後の設立認証申請書及び法第十条第一項各号に掲げる書類を添えなければならない。

5 第二項の規定は、設立認証申請書等補正書に添付する書類について準用する。

第三条を削る。

第四条中「の届出書」を「の規定による届出」に、「第二号様式」によらなければ「を(第三号様式)により行わなければならない」に改め、同条を第三条とする。

第五条中「主たる」を削り、同条を第四条とする。

第六条を削る。

第七条第一項中「第三号様式」を「第四号様式」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第二十三条第一項の規定により添付する変更後の役員名簿には、副本一通を添えなければならない。

第七条を第五条とする。

第八条第一項中「第四号様式」を「第五号様式」に改め、同条第二項中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同条に次の三項を加える。

3 条例第四条第三項の補正書は、定款変更認証申請書等補正書(第六号様式)によらなければならない。

4 定款変更認証申請書等補正書には、補正後の定款変更認証申請書並びに法第二十五条第四項及び第二十六条第二項の規定により添付する書類を添えなければならない。

5 第二項の規定は、定款変更認証申請書等補正書に添付する書類について準用する。

第八条を第六条とする。

第九条の見出し中「軽微な事項に係る」を削り、同条中「法第二十五条第六項の規定による届出」を「条例第四条第四項の届出書」に、「第五号様式」により行わなければならない。

2 法第二十五条第六項の規定により添付する変更後の定款には、副本一通を添えなければならない。

第九条を第七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(定款の変更に係る登記事項証明書の提出)

第八条 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出は、その旨を記載した書面により行わなければならない。

2 法第二十五条第七項の規定により提出する登記事項証明書には、副本一通を添えなければならない。

第十条の見出し中「及び閲覧」を削り、同条第一項中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に、「書類」を「事業報告書等」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げ

る書類を当該各号に定める時期に」を「条例第五条第二項に規定する書類を法第十三条第二項の規定による届出時に併せて」に改め、同項各号及び同条第三項から第九項までを削り、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(事業報告書等の閲覧等)

第十条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写(以下「閲覧等」という。)は、知事が定める場所(以下「閲覧所」という。)において行うものとする。

2 閲覧所において閲覧等を行うことができる日は、青森県の休日に関する条例(平成元年三月青森県条例第三号)第一条第一項に規定する県の休日以外の日とする。

3 閲覧所において閲覧等を行うことができる時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

4 知事は、書類の整理等のため必要がある場合は、臨時に閲覧所の休日を設け、又は閲覧所において閲覧等を行うことができる時間を短縮することができる。

5 閲覧等を行うとする者(以下「閲覧者等」という。)は、備付けの閲覧謄写簿(第八号様式)に必要な事項を記入しなければならない。

6 閲覧者等は、閲覧等に係る書類を指示された場所以外の場所に持ち出してはならない。

7 知事は、閲覧者等が前項の規定に違反したとき、又は閲覧等に係る書類を汚損し、若しくは毀損し、若しくはそのおそれがあると認めるときは、その者の閲覧等を禁止することができる。

8 条例第六条第二項の規定により法第三十条に規定する書類の写しの交付を受けようとする者は、事業報告書等の写し交付請求書(第九号様式)を知事に提出しなければならない。

第十一条中「第七号様式」を「第十号様式」に改める。

第十二条第一項中「第八号様式」を「第十一号様式」に改め、同条第二項中「第九号様式」を「第十二号様式」に改める。

第十三条中「第十号様式」を「第十三号様式」に改める。

第十四条中「第十一号様式」を「第十四号様式」に改める。

第十五条第一項中「第十二号様式」を「第十五号様式」に改め、同条第二項中「合併認証申請書」の下に「及び合併認証申請書等補正書」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 条例第九条第三項の補正書は、合併認証申請書等補正書(第十六号様式)によらなければならない。

3 合併認証申請書等補正書には、補正後の合併認証申請書及び法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項各号に掲げる書類を添えなければならない。

第十六条の見出し中「財産目録等」を「貸借対照表等」に改め、同条中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、「主たる」を削り、同条に次の一項を加える。

2 第四条の規定は、法第三十九条第一項の登記をした場合について準用する。

第二十一条を第三十条とする。

第二十条中「第十三条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(公告等の方法)

第二十九条 法の規定により知事が行う公告、公示及び公表は、青森県報に登載して行うものとする。

第十九条中「第十二条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同条を第二十七条とする。

第十八条第一項中「第十一条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同条第二項中「第十一条第二項」を「第十七条第二項」に、「明瞭」を「明瞭」に改め、同条を第二十六条とする。

第十七条中「第四十一条第三項」の下に「(法第六十四条第七項において準用する場合を含む。)」を加え、「第十三号様式」を「第十七号様式」に改め、同条の次に次の八条を加える。

(認定特定非営利活動法人の認定申請)

第十八条 法第四十四条第二項の申請書は、認定特定非営利活動法人認定申請書(第十八号様式)によらなければならない。

2 法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類には、それぞれ副本一通を添えなければならない。

(認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新申請)

第十九条 法第五十一条第五項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書(第十九号様式)によらなければならない。

2 前条第二項の規定は、認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書に添付する書類について準用する。

(認定特定非営利活動法人の定款変更の届出等)

第二十條 認定特定非営利活動法人に係る第五条第一項及び第三項並びに第七条第一項の規定の適用については、第五条第一項及び第三項中「法第二十三条第一項」とあるのは「法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第一項」と、同項中「法第二十三条第二項」とあるのは「法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第二項」と、第七条第一項中「条例第四条第四項」とあるのは「条例第十二条第一項の規定により読み替えて適用される条例第四条第四項」とする。

2 法第五十二条第二項の規定による書類の提出は、その旨を記載した書面により行わなければならない。

(認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出)

第二十一条 法第五十三条第一項の規定による届出は、認定特定非営利活動法人代表者氏名変更届出書(第二十号様式)により行わなければならない。

(認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出)

第二十二条 法第五十五条の規定による書類の提出は、その旨を記載した書面により行わなければならない。

2 法第五十五条の規定により提出する書類には、同条の所轄庁以外の関係知事への提出に係るものを除き、それぞれ副本一通を添えなければならない。

(認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧等)

第二十三条 第十条の規定は、法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について準用する。

(仮認定特定非営利活動法人の仮認定申請等)

第二十四条 法第五十八条第二項において準用する法第四十四条第二項の申請書は、仮認定特定非営利活動法人仮認定申請書(第二十一号様式)によらなければならない。

2 第十条、第十八条第二項及び第二十条から第二十二条までの規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第二十一条中「認定特定非営利活動法人代表者氏名変更届出書」とあるのは「仮認定特定非営利活動法人代表者氏名変更届出書」と読み替えるものとする。

(認定特定非営利活動法人等の合併の認定申請)

第二十五条 条例第十六条の申請書は、認定(仮認定)特定非営利活動法人合併認定申請書(第二十二号様式)によらなければならない。

2 第十八条第二項の規定は、認定(仮認定)特定非営利活動法人合併認定申請書に

添付する書類について準用する。

第一号様式の(備考)の3の中「収支予算書」を「活動予算書(その行う活動に係る事業の収支及び費用の見込みを記載した書類をいう。)」に改める。

第十三号様式を削る。

第十二号様式の(備考)の3の中「収支予算書」を「活動予算書(その行う活動に係る事業の収支及び費用の見込みを記載した書類をいう。)」に改め、同様式を第十五号様式とし、同様式の次に次の七様式を加える。

第16号様式 (第15条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

(合併しようとする特定非営利活動法人(甲)の名称)

代表者氏名 ㊦

電話番号

(合併しようとする特定非営利活動法人(乙)の名称)

代表者氏名 ㊦

電話番号

合併認証申請書等修正書

年 月 日に提出した(修正する書類の名称)に不備があるので、特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第3項の規定により、下記のとおり修正します。

記

修正の内容

(備考)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 修正の内容には、修正した箇所について、修正後と修正前の記載の違いを明らかにした修正の前後の内容の対照表を記載すること。

3 修正書には、修正後の申請書及び書類 [次に掲げる書類は、2部]を添付すること。

修正後の定款

修正後の役員名簿 (役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)

修正後の合併趣旨書

修正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

修正後の合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書 (その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。)

4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第17号様式 (第17条関係)

表

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、特定非営利活動促進法第41条第1項並びに第64条第1項及び第2項の規定により特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職員であることを証明する。

年 月 日発行

青森県知事

㊦

特定非営利活動促進法 (抜粋)

(報告及び検査)

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人(認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。)が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者(以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。)に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。

3 第1項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

4 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

年 月 日

青森県知事

殿

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

①

電話番号

認定特定非営利活動法人認定申請書

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたので、下記のとおり申請します。

記

- 1 設立の年月日
- 2 その他の事務所の所在地及び電話番号

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 2には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、法第45条第1項第1号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、の書類を添付することを要しない。

実績判定期間（法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）の末日以前5年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日に記載した書類をいう。）（法第44条第2項第1号）
法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を証明する書類（の書類を除く。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を証明する書類（法第44条第2項第2号）
〔2部〕
寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第44条第2項第3号）
〔2部〕
4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(報告及び検査)

第64条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいている行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあるとき認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいている行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前2項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第5項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第1項又は第2項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき認められる場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第1項又は第2項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第3項又は前項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査をする職員が、当該検査により第3項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第1項又は第2項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に關し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第3項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第41条第3項及び第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による検査について準用する。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、縦12センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 この用紙は、中央の点線の所から二つ折りとする。

第19号様式 (第19条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

(認定特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

①

電話番号

認定特定非営利活動法人認定有効期間更新申請書

特定非営利活動促進法第51条第2項の有効期間の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

認定の有効期間の満了の日

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。ただし、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。
法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類 (法第44条第2項第2号) [2部]
寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 (法第44条第2項第3号) [2部]
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

第20号様式 (第21条、第24条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

(認定 (仮認定) 特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

電話番号

認定 (仮認定) 特定非営利活動法人代表者氏名変更届出書

下記のとおり代表者の氏名に変更があったので、特定非営利活動促進法 (第62条において準用する同法) 第53条第1項の規定により、届け出ます。

記

変更年月日	変	更	後	変	更	前

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第21号様式（第24条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

（特定非営利活動法人の名称）

代表者氏名

電話番号

①

仮認定特定非営利活動法人仮認定申請書

特定非営利活動促進法第58条第1項の仮認定を受けたので、下記のとおり申請します。

記

1 設立の年月日

2 その他の事務所の所在地及び電話番号

（備考）

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 2には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。

3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第44条第2項第2号）〔2部〕
寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第44条第2項第3号）〔2部〕

4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第22号様式（第25条関係）

年 月 日

青森県知事 殿

（仮認定）特定非営利活動法人の名称

代表者氏名

電話番号

①

認定（仮認定）特定非営利活動法人合併認定申請書

特定非営利活動促進法第63条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり合併することについて、認定を受けたいので、申請します。

記

1 合併しようとする認定（仮認定）特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名

2 合併後存続する（合併によって設立する）特定非営利活動法人の名称

3 代表者の氏名

4 主たる事務所の所在地及び電話番号

5 その他の事務所の所在地及び電話番号

6 事業の概要

7 合併によって消滅する特定非営利活動法人（他の都道府県にその主たる事務所が存在する特定非営利活動法人に限る。）の名称及び事務所の所在地

（備考）

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 4、5及び7には、事務所の所在地の町名及び地番まで記載すること。

3 申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

法第63条第1項の認定の場合には、実績判定期間（法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度（その期間が1年を超える場合は、当該期間をその初日以後1年ごとに区分した期間（最後に1年未満の期間を生じたときは、その1年未満の期間）。以下同じ。）の末日以前5年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。）内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）（法第44条第2項第1号）

法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（の書類を除く。）及び法第47条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類（法第44条第2項第2号）〔2部〕

寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第44条第2項第3号）〔2部〕

4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第十一号様式を第十四号様式とし、第七号様式から第十号様式もひそ三様式として添
じよける。

第六号様式は「第10条」の次、「、第23条、第24条」や「目録」「閲覧簿」や「閲覧
謄写簿」や「閲覧日」や「閲覧(謄写)日」や「閲覧者」や「閲覧(謄(写))
者」の次に、同様の(備考)の次によひ添える。

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
 - 2 謄写しようとする場合は、摘要欄にその旨を記載すること。
- 第六号様式を第八号様式とし、同様の次に次の一様式を加える。

第9号様式(第10条、第23条、第24条関係)

年 月 日

青森県知事 殿

請求者 住所又は居所

氏名

電話番号

㊤

事業報告書等の写し交付請求書

青森県特定非営利活動促進法施行条例(第14条(第15条)において準用する同条例)
第6条第2項の規定により、下記のとおり事業報告書等の写しの交付を受けたいので、
請求します。

記

- 1 写しの交付を請求する書類の名称
- 2 写しの交付の方法
閲覧所において写しを交付
写しを送付

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。
- 2 2は、希望する写しの交付の方法の番号を で囲むこと。

振込印字は「第9条」や「第7条、第20条、第24条」に「特定非営利活動法人」や「(認定(仮認定))特定非営利活動法人」に「特定非営利活動促進法」の次に「(第62条において準用する同法)第52条第1項の規定により読み替えて適用される同法」や「民営」回字の間に「」を添付すること。

3 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(法第25条第6項) [1部] 及び変更後の定款(法第25条第6項) [2部(法第52条第1項の所轄庁以外の関係知事への提出に係るものは、1部)]を添付すること。

振込印字は「第8条」や「第6条」に「」を添付すること。

振込印字は「第8条」や「第6条」に「」を添付すること。また「収入予算書」や「活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。)」に「」を添付すること。また「設立後当該書類が作成されるまでの間は」の間に「」を添付すること。また「合併後当該書類が作成されるまでの間は」の間に「」を添付すること。また「法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び」の間に「」を添付すること。また「法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び」の間に「」を添付すること。

5 認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、4に掲げる書類のほか次に掲げる書類を添付すること。

法第44条第2項の規定により所轄庁に提出した同項第1号に規定する寄附者名簿その他の同項各号に掲げる添付書類の写し(特定非営利活動促進法施行規則第30条第1号)

認定(仮認定)に関する書類の写し(特定非営利活動促進法施行規則第30条第2号)

(法第62条において準用する)法第55条第1項の規定により所轄庁に提出した直近の法第54条第2号から第4号までに掲げる書類の写し(特定非営利活動促進法施行規則第30条第3号)

(法第62条において準用する)法第55条第2項の規定により所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項の書類の写し(特定非営利活動促進法施行規則第30条第4号)

振込印字は「第9条」に「」を添付すること。

第6号様式(第6条関係)

年月日
青森県知事 殿

(特定非営利活動法人の名称)
代表者氏名
電話番号

定款変更認証申請書等補正書

年月日に提出した(補正する書類の名称)に不備があるので、特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第10条第3項の規定により、下記のとおり補正します。

記

補正の内容

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
- 2 補正の内容には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。
- 3 補正書には、補正後の申請書及び書類 [次に掲げる書類は、2部]を添付すること。

補正後の変更後の定款

補正後の当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。)

補正後の役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)

- 4 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

第三号様式(第二号関係)
青森県知事 殿
申請者 住所又は居所
氏名
電話番号
(印)

6 変更後の役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)(法第23条第1項)〔2部(法第52条第1項の所轄庁以外の関係知事への提出に係るものは、1部)〕を添付すること。

第三号様式(第二号関係)
青森県知事 殿
申請者 住所又は居所
氏名
電話番号
(印)

設立認証申請書等補正書

年 月 日に提出した(補正する書類の名称)に不備があるので、特定非営利活動促進法第10条第3項の規定により、下記のとおり補正します。

記

1 設立しようとする特定非営利活動法人の名称

2 補正の内容

(備考)

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

2 2には、補正した箇所について、補正後と補正前の記載の違いを明らかにした補正の前後の内容の対照表を記載すること。

3 補正書には、補正後の申請書及び書類〔次に掲げる書類は、2部〕を添付すること。

補正後の定款

補正後の役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)

補正後の設立趣旨書

補正後の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
補正後の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。)

4 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則
この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭